会議の名称	第59回座間市個人情報保護審査会会議録		
開催日時	令和4年11月4日(金) 10時00分~12時00分		
開催場所	市役所4階 4-3会議室		
出席者	(委員)齋藤会長、宮下委員、宮本委員、山田委員		
	(事務局) 久保文書法制課長、鈴木主事		
公開の可否	■公開 □一部公開 □非公開	傍聴人	0人
議 題	諮問事項		
	座間市個人情報保護条例の廃止及び(仮称)座間市個人情報の保護に		
	関する法律の施行等に関する条例の制定について (諮問)		
資料の名称	第59回個人情報保護審査会資料		
会議の内容	(会議結果)		
	諮問事項		
	○審議の結果		
	諮問内容を適当なものと認める。ただし、議会との関係性に留意す		
	ること。		
	○個別事項についての審査会の意見		
	• 条例要配慮個人情報		
	法第60条第5項で規定する条例要配慮個人情報について施行条		
	例に規定しないことは、適当であると認める。ただし、必要に応じ		
	て審議すること。		
	・個人情報取扱事務登録簿の廃止及び個人情報ファイル簿の作成		
	法第75条で規定する個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務化		
	に伴い、個人情報取扱事務登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿に統		
	一することについては、適当であると認める。		
	・保有個人情報開示請求等の決定期限		
	法第83条第1項及び第2項で規定する保有個人情報開示請求等の		
	開示、訂正及び利用停止の諾否決定期間について、現行条例と同等の		
	日数とするために法の規定よりも期間を短縮することについては、適		
	当であると認める。 <ul><li>手数料(費用負担)</li></ul>		
	法第89条第2項及び第3項で規	見定する開	示請求にかかる手数料に

ついて、現行条例に引き続き手数料を無料とし、実費負担のみ行うことについては、適当であると認める。

• 座間市個人情報保護審查会関係

法第105条第1項で規定する審査請求機関としての審議会及び法 第129条で規定する諮問機関としての審査会及びその審査会の諮問 対象となる事項については、了とする。

• 行政機関等匿名加工情報

法第109条で規定する行政機関等匿名加工情報について、施行条例施行時の導入は見送ることについては、適当であると認める。ただし、今後は他自治体等の動向を注視し、必要に応じて再度審議すること。

・座間市議会の個人情報保護に関する条例 当審査会に議会の個人情報保護審査会の役割を担わせることについ ては、議長から諮問される場合には、適当であると認める。

# (会議内容)

(事務局: 久保) 定刻となりましたので、第59回個人情報保護審査会を開催します。本日は、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例第51条第2項の規定により、会議が成立することを報告します。それでは会長から御挨拶をお願いします。

### 《会長挨拶》

(事務局: 久保) ありがとうございました。それでは、座間市個人情報 保護条例第51条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。 (会長) それでは、議事進行について、各委員の御協力をお願いしま す。まず議題1について、事務局から説明をお願いします。

# 審査事項

(事務局: 久保) 前回の検討会から本日までの経過について御説明します。前回までの審議では、パブリックコメントの案について皆様に御意見を伺い、市の回答を御審議いただきました。事務局から条例案も提示しまして、御審議いただきました。その検討会終了後、パブリックコメントについては先日メールでも御報告させていただきましたが、審議内

容を回答に反映させた上で、市のホームページに公開します。また、条例案についても検討会終了後に審議内容を反映させていただきました。 軽微な修正もありましたので、その都度委員の皆様に共有させていただいています。以上が、前回の検討会から本日までの経緯です。

(会長) 経過について、質問、意見がある方はどうぞ。

《意見なし》

(会長) 諮問について事務局から御説明お願いします。

(事務局: 久保) 諮問項目は7項目あります。

- 1 条例要配慮個人情報、法第60条第5項で規定する条例要配慮個人情報については、座間市の地域特性に応じた要配慮個人情報は規定しないこととし、必要に応じて再度審議すること。
- 2 個人情報取扱事務登録簿の廃止及び個人情報ファイル簿の作成、法 第75条で規定する個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務化に伴 い、個人情報取扱事務登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿に統一する こと。ただし、個人情報ファイル簿に登録されないこととなる個人情報 について、開示請求等の権利行使に支障ないよう配慮すると同時に、各 部署における個人情報の管理について、引き続き適切に行うこと。
- 3 保有個人情報開示請求等の決定期限、法第83条第1項及び第2項 で規定する保有個人情報開示請求等の開示、訂正及び利用停止の諾否決 定期間については、本市における開示請求等手続に関する成り立ちや運 用状況を踏まえ、現行条例における決定期限を前提として法の規定より も期間を短縮する規定とすること。
- 4 手数料(費用負担)、法第89条第2項及び第3項で規定する開示 請求にかかる手数料については、本市における開示請求等手続に関する 成り立ちや運用状況を踏まえ、現行条例に引き続き手数料を無料とし、 実費負担のみ行うこと。
- 5 座間市個人情報保護審査会関係、法第105条第1項で規定する審査請求機関としての審議会及び法第129条で規定する諮問機関としての審査会については、審査会の組織・運営体制は現行条例と同様となる規定を施行条例に入れることとし、審査会の諮問対象となる事項については、法の趣旨に合わせた規定とすること。

- 6 行政機関等匿名加工情報、法第109条で規定する行政機関等匿名 加工情報については、施行条例施行時の導入は見送り、今後は他自治体 等の動向を注視し、必要に応じて再度審議すること。
- 7 座間市議会の個人情報保護に関する条例、議会は法の適用外となる ため、施行条例に議会が独自に制定する個人情報保護に関する条例の条 文を規定し、座間市個人情報保護審査会に議会の個人情報保護審査会の 役割を担わせること。

(会長) 御質問御意見等ございましたらお願いします。

(山田委員) 諮問内容として、これまでの審議事項を反映しているのは 分かりますが、市民の方がこの諮問書だけを見た場合はきちんと議論さ れているのか分かりにくいのでは。議論した結果は分けて、経緯として 示した方が誤解を招かないと思われます。

(事務局: 久保) これまでの議論の結果等について、会議録を市ホームページで公開することで市民の方へ公表しておりますので、諮問の内容としては本日までの議論を反映したものとしています。今後の諮問案件については検討します。

(宮本委員) 7番の議会条例のことですが、議会の条例について市長から働きかけても良いのでしょうか。

(事務局: 久保) 市長部局と議会との関係性について事務局として調べる中で、はっきりとした根拠が見えてこないところがありますが、全国議長会が示している案では、もし市の機関に諮問するのであれば、市の機関の条例にその権能を規定する必要があるとされています。

(宮本委員)議会と市長は別の組織であり、議会のことを市長が諮問することは大丈夫なのですか。議会から市長宛てに依頼があれば理解できるのですが。

(会長) 形式的に整えなければならないということでしょうか。議会と 市長部局の立場が異なるがゆえに、議会の条例に規定されているものを 市長部局の条例に規定させる方が形式的にも整うということですね。

(事務局: 久保) 現在議会事務局と調整していますが、議会条例の条文中に「議長が諮問する」という内容を規定していただく予定ですので、 あくまで諮問をするのは議長であり、その諮問先として法の施行条例が 規定する審査会があるという形となります。全国議長会でも市の条例に 議会の諮問内容の規定を求めているため、自治体によっては審査会条例 を設けるところもあります。当市においては、法の施行条例と審査会条 例の2本を一つの条例とし、審査会の権能を有する条例とします。繰り 返しになりますが、市長が議会の案件を諮問するのではなく、議長が議 会の案件を諮問するという流れになるよう調製しています。

(山田委員) 現時点で予定なのであれば、そういった文言を追加するのはどうですか。議会の諮問について議長から依頼があれば、という表現 を。

(宮本委員)新条例が成立した際にはそれでよいと思いますし、今回の 案件においても議会の意向が見えないので、何か働きかけを要求すべき なのではと思いました。

(会長) 議長から諮問する予定だが、という表現を入れるなどして、市 が一方的に諮問しているわけではないことを説明してもらうということ でいかがでしょうか。

# 《異議なし》

(会長) それでは、新条例について事務局から説明をお願いします。

(事務局: 久保) (仮称) 座間市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(案)のタイトルについて、先ほど御説明しましたとおり、2本の条例を1本の条例とすることから、単純な施行条例ではないため、条例名を「施行等に関する条例」としました。次に、趣旨の部分は、法の施行に加えて「及び座間市個人情報保護審査会の設置」を規定しました。第2条の「市の機関」に「消防長」を追加しました。国の考え方では、最初から「消防長」が示されていましたが、従来の運用では市長部局の一つとして取り扱っており、引き続きその運用が可能であると考えていました。しかしながら、国の見解では「消防長については、執行機関の一定の指揮監督を受け、又は管理に服するものであるものの、事務の執行権や下位組織の指揮監督権を有する性格から、法の適用においては独立した地方公共団体の機関に該当するため、市長部局として取り扱うことは許容されず」とあり、「消防長」を別の機関として規定することとしました。また、第6条について、利用停止決定に係る期

限については、法と旧条例はどちらも「30日」であり、条例上に明記 する必要がないと当初判断していましたが、法においては、期限の日数 について初日不算入であることに鑑み、現状の運用と整合性を図るた め、施行条例では「30日」を「29日」と改めることとします。第1 4条について、2点あります。①審査会の調査権限として、議会条例に おける諮問及び保有個人情報の定義を規定する必要があるため、追記し ました。②審査請求に関する諮問であるため、 審査会の委員が提示を求 めることができる保有個人情報の範囲は、現行の条例と同様に開示決 定 、訂正決定及び利用停止決定等の処分に係るものとしました。第16 条については、行政不服審査法に規定される主張書面又は資料の提出が あった際の写しの送付に関する 規定について、市の機関は、法第106 条第2項を根拠として行政不服審査法の条文を適用させるのに対し、議 会は、議会条例で規定する審査請求に係る条文を根拠として行政不服審 査法の条文を適用させることから、その内容を反映させるため追記しま した。第18条について、法の施行条例の中に座間市個人情報保護審査 会に関する条例を含むという性質から、審査会の組織運営に関する委任 と第20条に規定する施行条例全体の委任を区別することとしました。 第21条の罰則について、旧条例において、審査会の委員に対する罰則 規定に 「市の区域外に対する罰則の適用」の要件はないため、削除しま す。続いて附則の修正です。附則第3項について、国の条例イメージに のっとり、「施行の際現に」を「施行前において」に改めます。「施行 の際現に●●である者」又は「施行前において●●であった者」という 表記が正しいため、後者に修正したものです。 附則第4項については、 旧条例の条文の順に合わせ、旧条例案の第8項から第4項に移動させま す。附則第5項については、国の条例イメージにのっとり、「施行日」 を「附則第2項の規定の施行後」に改めます。また、罰則の対象者につ いて、旧条例第65条の規定にある表記に改めます。修正前附則第10 項について、法の施行条例における 審査会の委員の事前委嘱に関する附 則ですが、当審査会の各委員の任期に鑑み、規定の必要がないことから 削除することとします。附則第11項については、旧条例の条文の順に 合わせ、旧条例案の第13項から第11項に移動させます。最後に、附

則第13項について、座間市情報公開条例における情報公開決定期限について、現状では初日算入として「15日」の運用を行っているところですが、法の施行条例の施行に合わせ、初日不算入とする期限の設定とするため、各期限の日に対し「起算して」の文言を追加しています。

(会長) それでは御質問御意見等ございましたらお願いします。細かい ところですが、「施行の際現に」と「施行前に」、「施行の日前に」な どの使い分けはどうですか。

(事務局: 久保) 附則第4項において、「施行の日前に」という表記を用いていますが、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の手続に関する規定であり、これらは旧条例の廃止前という事実だけでなく、いつその手続が始まったのかという起点を示す必要がある場合に「日」という概念を用いています。それ以外の単に旧条例の廃止前のみを基準とし特定の日を想定していないものには用いていません。開示請求の手続は15日以内であることから、具体的に旧条例の廃止の何日前に請求がされたかという点を意識し、使い分けをしています。

(山田委員)使い分ける意味は分かりますが、読んだ人がそれを理解できないことと、使い分けなくても問題ないのではないかということから、「日」を取ってしまうべきではないかと思いますがどうでしょうか。運用上の差異がないのであれば分かりやすくなるのではないかと。

(事務局: 久保) 運用上の差異はありませんが、国の条例イメージにおいても同様に使い分けされているので、法制上の問題がないか後日確認します。

(会長) 法制上の問題があるようであれば、現行案のままで問題ありませんが、審査会から意見があったということで。

(宮本委員)第6条のところの意味について説明をお願いします。法では初日不算入で30日ですよね。新条例では初日不算入で29日として、旧条例がそうであったからというのが根拠になるのですが、法が改正されたことをきっかけとする条例なのだから、説明しやすいのは30日ではないのですか。29日というのは中途半端な数字であり、将来的になぜ29日なのかというのが分かりにくいのでは。

(会長) 市民にとっての利益を考えて現行条例と同じ日数にしているの

ですよね。その結果、29日という中途半端な数字になっているのですよね。数えるのは手間ですけれど。

(宮本委員) このタイミングで変えても良いのではと思うのですが、どうでしょうか。

(宮下委員) その1日の差であれば、市民の不利益にはならないのではないかとは思います。

(事務局: 久保)個人情報の保護の水準が後退しないようにというのは 市民の方からも御意見いただいているところですので、開示、訂正、利 用停止請求について、権利の行使という意味では日数が増えることにつ いて避けたいと事務局も考えています。また、開示の請求については1 4日であるのに、利用停止の請求については30日のままであることの 説明も難しいところですし、当市が培ってきた個人情報の保護の水準を 引き続き継承していくことを明示した規定です。

(宮下委員)情報公開条例においての表記は初日不算入ですか。

(事務局: 久保) 今回一部改正を行い、初日不算入とするために「起算して」という文言を追加します。従来のとおり「15日」という日数を変更したくないのですが、改正法において「開示請求のあった日から」と規定されていることから、自治体独自に運用をすることは許容されないと考え、独自に制定している情報公開条例においてのみ「15日」を残すため「起算して」の文言を追加しました。

(会長) 法が施行され、仕方ない側面もある中で、今まで運用してきた 個人情報の保護の水準を維持したいという趣旨のようなので、日数としては中途半端ですが、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

### 《異議なし》

(会長)条例案について説明が終わりました。先ほど話があったように、議長から諮問についての依頼があるということを前提として、採決に入りたいと思います。個別でなく一括の採決でよろしいですね。修正を入れてもらうことを前提として、諮問について賛意を示される方は挙手をお願いします。

#### 《举手全員》

(会長)では、答申案について事務局から説明をお願いします。

(事務局: 久保) 答申案について、事務局で作成した草案です。第1回 から今日まで改正法の適用に伴う施行条例の制定の必要性やその個別案 件の御審議、パブリックコメントについての御意見等もいただき、反映 させたものです。諮問に合わせ、7つの答申として整理しています。

(山田委員) 開示請求等の期限を短縮することについて、今までの議論 の流れでいえば、現行条例と同水準の個人情報の保護を図るために期限 を短縮することは適当であると認める、というべきではないでしょう か。

(事務局: 久保) 修正します。

(山田委員)審査会の権能の話について、審査会自体が適当であると認めるという表現はどうか。

(事務局: 久保) 修正します。

(会長) 先ほどの議会と行政の関係について条例案を修正していただく ことと山田委員の指摘事項を修正していただくことで、答申案について 事務局のとおりの案でよろしいでしょうか。 賛意を示される方は、挙手 をお願いします。

# 《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、答申案については、以上とします。会議の 進行を事務局へお返しします

(事務局: 久保) 御審議ありがとうございました。本日の審議は以上で終了します。次回の審査会は2月頃に開催いたします。

《閉会》